

# 令和3年度第1回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年4月9日（金）13時30分～13時40分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員3名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 公平審査における審理補助員の指名について

総務審査課から、資料に基づき説明

令和3年4月1日付け事務局職員の異動に伴い、不利益処分についての審査請求に関する規則第19条第1項の規定に基づき、新たに4名を審理補助員に指名する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・報告事項1 令和3年度（2021年度）北海道行政職員等採用試験（C区分（経験不問枠））の申込状況について

任用課から、令和3年度（2021年度）北海道行政職員等採用試験（C区分（経験不問枠））の申込状況について説明があった。

# 令和3年度第2回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年4月23日（金）10時30分～11時5分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員5名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正について

給与課から、国の船員食卓料の額が物価上昇に伴い引き上げられたことから、道においても船員食卓料の額を改定するため、規則の改正を行いたい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員) この船員食卓料については、船ごとに集めて、船員の食料購入費として使用しているのか。

(事務局) はい。その様に取り扱っていると承知している。

・協議事項2 給料の調整額に関する規則の一部改正について

給与課から、令和3年4月1日付の組織改正で室蘭児童相談所の苫小牧分室に新しく主幹が配置されたことから、職務の複雑、困難等の度に応じ加算される調整額を措置するための規則の改正を行いたい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員) 今回配置される主幹は主任児童福祉司を兼務しているが、主任児童福祉司のみの職より調整額を決定するための調整数が低いのはどうしてか。

(事務局) 主幹は管理職であり、児童に対する業務だけでなく、所属の管理監督業務があるため、主任児童福祉司の調整数と比べ、児童に直接接する機会が少ないことから、調整数が低い。主幹には別途管理職手当が支給される。

(委員) 調整額の差が管理職手当額を上回ることはあるのか。

(事務局) ない。

(委員) 今回配置される主幹は主任児童福祉司を兼務しており、主任児童福祉司と同じ調整数とはならないのか。

(事務局) 規則では、主任児童福祉司が該当する調整数は、児童福祉法第13条に規定される児童福祉司としての業務に直接従事することを本務とする職員としているため、主幹との兼務の場合は該当しない。

・報告事項1 令和3年職種別民間給与実態調査の概要について

給与課から、令和3年職種別民間給与実態調査について、目的、調査期間、調査対象及び調査内容などについて説明があった。

(質疑応答等)

(委員) 調査対象の企業規模に係る層の統合については、「5,000人から9,999人まで」の層の企業数が減少したので、「3,000人から4,999人まで」と「10,000人以上」の三つの層を合わせて統合するということか。

(事務局) 「5,000人から9,999人まで」と「3,000人から4,999人まで」の二つの層と統合するもの。

・報告事項2 令和2年度苦情相談の処理状況について

総務審査課から、令和2年度における職員からの苦情の相談件数、内容別件数及び処理状況別件数について説明があった。

・報告事項3 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(一般行政A(第1回)等)の申込状況について

任用課から、令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(一般行政A(第1回))など4区分について、令和3年4月2日に申し込みが終了し、申込者数が確定したので、試験区分ごとの申込者数などについて説明があった。

# 令和3年度第3回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年6月8日（火）10時30分～10時55分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員6名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の審査について

総務審査課から、北海道職員の公務員倫理に関する条例第13条第2項及び第14条第2項の規定に基づき任命権者から写しの提出があった贈与等報告書（1人、4件）及び株取引等報告書（1人、取得6回・譲渡5回）を審査した結果、条例及び規則に照らし、いずれも適当なものと認められる旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員) 特に株取引に関して、人事委員が審査を行うに当たっての基準や根拠はあるのか。

(事務局) そのことに関する特段の規定はない。同様の制度を有する国（人事院）にも確認しているが、同じである。

北海道職員倫理規則第6条第1項第5号への該当性等、事務局で基本的な事項を確認し、説明させていただいているが、さらに、人事委員の見識により、特段の疑問点などがあれば指摘いただくということが考えられる。

(委員) 利害関係者に関わるものかどうかの観点特に重要と考える。今回、その観点で特に疑問はない。

・報告事項1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験（技術系A区分）の申込状況について

任用課から、令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験（技術系A区分）の9区分

について、令和3年5月17日に申し込みが終了し、申込者数が確定したので、試験区分ごとの申込者数などについて説明があった。

(質疑応答等)

(委員) 今年から試験地となった函館市での申込者はどの地域の大学か。

(事務局) 函館市や青森県、岩手県の大学、高等専門学校の学生である。

(委員) 昨年からは総合土木と建築の区分で高等専門学校の学生などが受験できるようになったが、申込者は何人か。

(事務局) 専門学校を含め全体で10人で、うち高等専門学校は5人である。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第4回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年6月16日（水）10時00分～10時15分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員6名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 令和3年度北海道行政職員採用試験（総合土木A(専門試験口述型)）最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

任用課から、北海道行政職員採用試験等実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿（合格者32名）のとおり決定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項及び規則第26条の規定により、令和2年度採用候補者名簿に記載された者のうち大学院修士課程への進学等により採用を留保した者を加え、採用候補者名簿（40名）を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

過去3年の辞退率を考えると、採用候補者名簿に記載された者のうち半分ぐらいの方は辞退される見込みか。

(事務局)

過去の状況からすると、概ねそのような形になる。

(委員)

辞退者の補充策として何かあるか。

(事務局)

今回の総合土木の口述試験とは別に大卒程度や高卒程度、C区分の民間卒の試験でも、総

合土木の採用を予定している。そうした試験で少し上乘せする形になるかと思うが、今後の辞退状況を見て決めていくものとする。

・協議事項2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について

給与課から、令和3年第2回北海道議会定例会に提案された「北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」に係る意見について、「この条例案は、国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、防疫救済作業手当について心身に著しい負担を与える作業に従事した職員に対する加算措置を講じようとするものであり、適当と考える」旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

新型コロナウイルス感染症に関わる作業に従事された方は、条例附則により3千円または4千円が支給されるが、心身に著しい負担がかかる作業に従事した場合は、さらに580円が加算されるようになるということか。

(事務局)

併給ができないように、条例附則で規定されている。新型コロナウイルスに関しては、人に接する場合には3千円、人に接触する場合には4千円が支給され、使用した車両や会場の消毒を行った場合には290円が支給される。

(委員)

今回の改正は遡って4月1日から適用しなければならないのか。

(事務局)

今回の改正で加算措置が講じられる作業は、保健所が行う、食中毒の原因となる腸管出血性大腸菌感染症や結核などに関する作業も対象となる。国家公務員は4月から加算措置が適用されており、保健所では恒常的にこれら作業に従事していることから、4月から適用することとしている。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第5回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年7月6日（火）10時55分～11時10分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員7名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1－(1) 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて
- ・協議事項1－(2) 不利益処分に係る審査請求の取扱いについて

総務審査課から、令和3年6月10日付け及び同月14日付けで提出された審査請求事案2件について、それぞれ内容を検討した結果、地方公務員法第49条の2及び第49条の3並びに不利益処分についての審査請求に関する規則第3条に規定する要件を満たすものと認められる旨の説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり受理することに決定した。

- ・協議事項2 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について

給与課から、職員が感染症等の作業に従事した場合に支給する防疫作業手当のうち、加算措置の対象となる作業を定めるため、人事委員会規則の改正を行うよう、北海道知事から要請があったことから、国の措置状況を踏まえ、感染リスクが高い作業を加算措置の対象として定める旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

防疫救治作業手当の特例に関し、患者等に接する又は接触する作業という言葉が別に使われているが、「接する」と「接触する」の違いは何か。

(事務局)

触るか、触らないかの違いである。「接する」については、患者に触れない範囲であり、問診や対面で会話する場合など。「接触する」については、患者に直接触れることとなる看



護や介護の場合などである。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第6回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年7月27日（火）13時30分～13時40分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員5名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(警察行政A(第1回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

任用課から、北海道行政職員採用試験等実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿(合格者167名)のとおり決定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項及び第26条の規定により、令和2年度採用候補者名簿に記載された者のうち大学院修士課程への進学等により採用を留保した者を加え、採用候補者名簿(176名)を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・報告事項1 令和3年職種別民間給与実態調査の実施結果について

給与課から、令和3年職種別民間給与実態調査の実施結果について、調査完了率、調査不能事業所数等の説明があった。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第7回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年8月17日（火）13時30分～14時40分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員10名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 新たな職の設置に伴う人事委員会規則の一部改正等について

総務審査課及び給与課から、令和3年8月13日付け組織機構改正で、環境生活部にゼロカーボン推進監が設置されることに伴い、任命権者から、関係人事委員会規則の一部改正に係る要請等及び北海道職員倫理規則の一部改正に係る意見照会があり、要請等に基づき人事委員会規則を改正すること及び意見照会の内容が適当であるとの当委員会の意見案についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

ゼロカーボンについては、道が特に先進的に取り組むということで組織機構改正を行うということなのか。

(事務局)

他県でも同様の取組はあるが、特に道の先進的な取組を支援していこうということで国が体制を整えたことや、道としてもゼロカーボンの取組みを進める窓口を明らかにするとともに各般の施策を強力に推進していくための組織を整備しようとするもの。

・協議事項2 令和3年度北海道行政職員採用試験（一般行政A（第1回）等）最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

任用課から、北海道行政職員採用試験等実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿（合格245名）のとおり決定したい旨の説明があり、審議の結果、原案の

とおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項の規定により、採用候補者名簿（245名）を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### (4) 報告事項

・ 報告事項1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験（B区分）の申込状況について  
任用課から、令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験（B区分）の8区分について申し込みが終了し、申込者数が確定したので、試験区分ごとの申込者数などについて説明があった。

・ 報告事項2 令和3年人事院勧告・報告の概要について

総務審査課、任用課及び給与課から、人事院が令和3年(2021年)8月10日に国会及び内閣に行った人事院勧告・報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の概要について説明があった。

(質疑応答等)

(委員)

育児休業制度の改正に併せた期末・勤勉手当の取扱いについては、育児休業をとってもボーナスが減額されないということか。

(事務局)

期末・勤勉手当は、基準日前6ヶ月の在職期間・勤務期間に対して支給するものであり、1ヶ月を超えて育児休業を行った場合は、在職期間等が除算されることとなり、手当が減額されるもの。今回の改正は、この取扱いはそのままとし、子の出生後8週以内に取得する育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しないということ。その結果、手当が減額されないという内容である。

(委員)

育児休業について、原則1回と子の出生後8週間以内に1回、最大2回取得できたものが、改正後には原則2回と子の出生後8週間以内に2回、最大4回取得できるようになるのか。

(事務局)

はい。改正後には最大4回となる。なお、8週間以内に2回は、男性職員を対象としたものである。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第8回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年8月24日（火）13時30分～13時55分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：鍬田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員5名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 北海道人事委員会聴聞規則の一部改正について

総務審査課から、北海道人事委員会聴聞規則で規定されている「聴聞調書」及び「聴聞後に作成する報告書」への「主宰者の記名押印」を不要とする改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項2 令和3年度北海道行政職員等採用試験（C区分（経験不問枠））最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

任用課から、北海道行政職員等採用試験実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿（合格26名）のとおり決定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項の規定により、採用候補者名簿（26名）を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

競争倍率が大幅に下がったのは原因は何か。

(事務局)

原因ははっきりとはわからないが、就職氷河期世代などを対象とした経験不問の試験については、1年目には注目度が高くなる傾向があるが、今年2年目ということで落ち着いたのではないかと考える。また、今年の申込み開始の時に去年の倍率が高かったとの報道があり、

マイナスに働いたこともあるのではないか。

(委員)

今年の合格者の中で、去年も受けて不合格だった人がいるか。

(事務局)

合格者の中で27%ぐらいが昨年不合格だった。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第9回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年9月14日（火）13時00分～13時20分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員7名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案中第1条に係る意見について

給与課から、令和3年第3回北海道議会定例会に提案された「災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案」に係る意見について、「この条例案中第1条の規定は、災害対策基本法の改正により避難勧告が廃止されたこと等に伴い、規定の整備を行おうとするものであり、その内容は適当と考える」旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項2-(1) 令和2年（不）第1号事案に係る裁決について

- ・協議事項2-(2) 令和2年（不）第2号事案に係る裁決について

総務審査課から、令和2年3月26日に審査請求があり、令和3年7月1日に結審した令和2年（不）第1号事案及び令和2年（不）第2号事案に係る裁決書（案）について説明があり、審議の上、決定した。

- ・協議事項3-(1) 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて

- ・協議事項3-(2) 勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて

総務審査課から、令和3年8月27日付けで提出された措置請求事案2件について、それぞれ内容を検討した結果、地方公務員法第46条及び勤務条件についての措置の要求に関する規則第3条第2項に規定する要件を満たすものと認められる旨の説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり受理することに決定した。

(4) 報告事項

- ・ 報告事項 1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員等採用試験(A区分(第2回)及びC区分)の申込状況について

任用課から、令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(A区分(第2回))の11区分、同C区分の12区分について申し込みが終了し、申込者数が確定したので、試験区分ごとの申込者数などについて説明があった。

以上をもって、委員会を終了した。



# 令和3年度第10回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年9月29日（水）10時30分～11時15分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員10名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 令和3年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について  
総務審査課、任用課及び給与課から、職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告並びに公務運営に関する報告についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。  
また、道議会議長及び知事への勧告及び報告は、10月8日とすることを決定した。

・協議事項2 任期付職員（一般行政職・感染症対策）の採用について

- 任用課から、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する任期付職員（一般行政職・感染症対策）の採用について、任用に関する権限の委任を受けたいとの知事からの協議内容が適当である旨の当委員会の意見案についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(4)報告事項

・報告事項1 へき地学校及び特地部局の見直しについて

- 給与課から、へき地手当の支給対象となるへき地学校及び特地勤務手当の支給対象となる特地部局について、本年度中に見直しを行う旨の説明があった。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第11回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年11月9日（火）10時30分～10時50分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長 ほか事務局職員7名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について

任用課から、公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例に基づく、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員派遣の廃止に伴い、知事等から公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について要請があったことを受け、規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項2 令和3年度（2021年度）北海道行政職員等採用試験（B区分）最終合格者の決定及び採用候補者名の確定について

任用課から、北海道行政職員採用試験等実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿（合格367名）のとおり決定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項の規定により、採用候補者名簿（367名）を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第12回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年11月19日（金）13時30分～13時40分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員5名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 令和3年度（2021年度）北海道行政職員採用試験（警察行政A（第2回）等）  
最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

任用課から、北海道行政職員採用試験等実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿（合格34名）のとおり決定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項及び第26条の規定により、令和2年度採用候補者名簿に記載された者のうち大学院修士課程への進学等により採用を留保した者を加え、採用候補者名簿（37名）を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。

## 令和3年度第13回北海道人事委員会会議議事録

- 1 開催日時 令和3年11月26日（金）13時30分～13時40分
- 2 開催場所 人事委員会会議室
- 3 委員の出欠席
  - (1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員
  - (2)欠席：なし
- 4 出席した職員  
事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員3名
- 5 議事
  - (1)委員長開会発言
  - (2)幹事、付議案件について発言
  - (3)付議案件の審議
    - ・協議事項1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について  
て  
給与課から、令和3年第4回北海道議会定例会に提案される北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について、これらの条例案は、令和3年10月8日付け当委員会の勧告に鑑み、職員の期末手当を減額しようとするものであり、その内容は適当と考える旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

今回の給与改定について、国家公務員と同様に、来年6月のボーナスから改定することを決定した団体（都府県）はあるのか。

(事務局)

10団体が国家公務員と同様の取扱いとしており、1団体が検討中、その他の団体は、本年12月から改定するものと承知している。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第14回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年12月13日（月）13時30分～14時20分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員9名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

総務審査課から、国において、両立支援のための措置として、不妊治療のための休暇が新設されることとなり、知事等から道においても同様の休暇を新設することについて要請があったことを受け、規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

休暇の上限10日の根拠は何か。

(事務局)

道の上限は国に準拠しているが、厚生労働省の不妊治療と仕事の両立サポートハンドブックでは、生殖補助医療を行う場合について、4日から10日の通院が必要とされており、国はそれに合わせて設定している。

・協議事項2 贈与等報告書の審査について

総務審査課から、北海道職員の公務員倫理に関する条例第13条第2項の規定に基づき任命権者から写しの提出があった贈与等報告書（令和3年7月～9月分、1人、1件）を審査した結果、条例及び規則に照らし、適当なものと認められる旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項3 令和3年度（2021年度）北海道行政職員等採用試験（一般行政A（第2回）等）  
最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

任用課から、北海道行政職員採用試験等実施計画に基づき実施した標記採用試験に係る最終合格者を名簿（合格231名）のとおり決定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、職員の任用の方法及び手続に関する規則第25条第2項の規定により、採用候補者名簿を確定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項4 組織機構改正に伴う人事委員会規則の一部改正について

給与課から、令和3年12月21日付けで行われる江差高等看護学院の組織機構改正に伴い、関連する規則を改正するよう、知事から要請があったことを受け、規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

- ・協議事項5 へき地学校及びその級別の指定等について

給与課から、へき地手当に関する規則第8条第1項本文及び第9条の規定に基づき、教育委員会委員長からへき地学校及びその級別の指定等について申請があったことを受け、個々の学校等の指定について審査を行ったところ適正に算定されており、申請どおり指定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

（質疑応答等）

（委員）

へき地学校等の指定見直しは、どのようなタイミングで行われるのか。

（事務局）

国と道の規則で、へき地学校等の指定は、おおむね6年ごとに行うものと規定されている。

- ・協議事項6 給与支払監理の実施等について

給与課から、職員の給与が法律及びこれに基づく条例、規則等に適合して決定、支給されることを確保するため、給与の支払監理に関する規則第4条の規定に基づき給与の支払監理を実施するとともに、同規則について所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

（質疑応答等）

（委員）

支払監理とは、具体的にどのようなことをするのか。

（事務局）

手当を中心にその手当額の認定（決定）が適正であるか、書面により確認する。例えば扶養手当の場合、扶養者の収入状況や雇用形態などその認定（決定）の根拠とされた提出資料を確認しながらチェックする。

(委員)

支払監理において誤っていることが判明した場合は、どの様な対応を行うのか。

(事務局)

手当額の認定（決定）や過不足支給等を是正するよう指導する。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第15回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年2月1日(火) 10時30分～10時55分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員6名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則等の改正について

総務審査課から、文書の收受・起案から保存、廃棄までを一貫して電子で管理する北海道総合文書管理システムの人事委員会への導入に伴い、規則等の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

総合文書管理システム導入に伴い、新たに電磁的記録を公文書として定義しているが、事務局とやりとりする電子メールは公文書の範囲に含まれるのか。

(事務局)

公文書の範囲に含まれる。

(委員)

電子メールは情報開示請求の対象になり得るのか。

(事務局)

基本的には対象となるが、個人情報など非開示とされる情報は開示することはできない。

- ・協議事項2 行政手続における押印等の見直しに伴う人事委員会規則等の改正について

総務審査課から、職員の出退状況、休暇手続き等を電子的に管理する「勤怠管理システム」の本年4月からの導入に伴い、任命権者から押印・書面規制の見直しの要請があった人事委



員会規則等及び改めて精査し現時点で押印・書面規制の見直しが必要な人事委員会規則等について改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第16回北海道人事委員会会議議事録

- 1 開催日時 令和4年2月15日（火）13時30分～13時40分
- 2 開催場所 人事委員会会議室
- 3 委員の出欠席
  - (1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員
  - (2)欠席：なし
- 4 出席した職員  
事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員5名
- 5 議事
  - (1)委員長開会発言
  - (2)幹事、付議案件について発言
  - (3)付議案件の審議
    - ・協議事項1 令和4年度（2022年度）北海道行政職員等採用試験実施計画について  
任用課から、職員の任用の方法及び手続に関する規則第14条第2項の規定に基づき令和4年度に実施する採用試験の実施に関して必要な事項を定める「北海道行政職員等採用試験実施計画」について、試験区分、試験日程及び試験地などの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第17回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年2月28日（月）13時30分～14時20分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員9名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

- ・協議事項1 北海道職員のサービスの宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について

総務審査課から、令和4年第1回北海道議会定例会に提案される北海道職員のサービスの宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について、この条例案は、職員のサービスに関する政令等の改正に鑑み、新たに北海道職員となった者に係るサービスの宣誓の際の署名を不要とする等の措置を講ずるためこの条例を制定しようとするものであり、その内容は適当である旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

署名を不要にして電子メールで宣誓書が提出された場合、本人が提出したということを確認するのか。

(事務局)

宣誓書が添付された電子メールの差出人を確認するほかないものとする。

- ・協議事項2 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について

総務審査課から、令和4年第1回北海道議会定例会に提案される北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について、この条例案は、民間育児・介護休業法の改正等に鑑み、一般職の非常勤職員に係る育児休業及び育児のための部分休業の取得要件のうち1年以上の在職期間の要件を廃止する等の措置を講ずるためこの条例を制定しようとするものであり、その内容は適当である旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項3 一般職の任期付職員の採用に係る承認について

任用課から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定に基づき北海道知事から承認申請のあった、防災対策等に関する高度の専門的知識や経験を有する退職自衛官の任期付職員としての任用について審査を行ったところ、承認することは適当である旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項4 特別の場合の昇格及び昇給の承認について

給与課から、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第21条第2項及び第38条の規定に基づき任命権者から申請のあった特別昇格及び特別昇給については、承認することは適当である旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

規則第21条と第38条にある「生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合」とは、どのような条件であるのか。

(事務局)

職責を全うするために進んで「生命をとして」職務を遂行した場合であり、身体や生命が損なわれ失われるとしても構わずにという趣旨である。

なお、「危篤となり」として、死亡直前の状態でとらえているのは、死亡してしまうと職員ではなくなるため、特別昇格、特別昇給の発令ができなくなるためである。

(委員)

この規則の書きぶりは全国共通か。

(事務局)

道の規則の規定は、国家公務員に準じている。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第18回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年3月15日（火）10時30分～10時55分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員9名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 令和3年（不）第2号事案に係る裁決について

総務審査課から、令和3年6月14日に審査請求があり、令和4年2月18日に審理終了した令和3年（不）第2号事案に係る裁決書（案）について説明があり、審議の上、決定した。

・協議事項2 贈与等報告書の審査について

総務審査課から、北海道職員の公務員倫理に関する条例第13条第2項の規定に基づき任命権者から写しの提出があった贈与等報告書（令和3年10月～12月分、3人、3件）を審査した結果、条例及び規則に照らし、適当なものと認められる旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項3 特地部局及びその級別区分の指定等について

給与課から、特地部局等については、特地勤務手当等に関する規則第7条の規定により、おおむね6年ごとに見直しするものとされており、前回の見直しから6年を経過するため見直しを実施し、391部局を指定する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑)

(委員)

檜山管内で10部局、警察でも函館方面で6部局が新規指定された要因が病院の診療中止とのことだが、病院そのものは残っているのか。

(事務局)

病院そのものは残っている。指定基準の要素である病院については、内科、外科、耳鼻科、眼科、産婦人科の5科目を有していることという条件があり、分娩中止に伴い、この条件を満たさないこととなったもの。

(委員)

特地部局等の見直しは6年ごとなので、例えばそこが補充され分娩が再開された場合はどのようなになるのか。

(事務局)

級地が変更となるような大きな生活環境等の変化があった場合は、任命権者は報告するものであり、この場合、見直しを行う。

(委員)

経過措置を受けている職員が特地勤務手当の支給されない部局へ異動したときは、どのような取扱いになるのか。

(事務局)

別の部局へ異動したときは、異動日から経過措置は支給されない。

(委員)

経過措置を受けられるのは、同じところに勤務し続ける職員か。

(事務局)

部局に対する経過措置であり、勤務し続けている職員と新たに異動してきた職員とで差は生じない。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第19回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年3月22日（火）13時30分～14時25分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員12名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 北海道人事委員会議事規則の一部改正等について

総務審査課から、今後の災害発生や新型コロナウイルスなどの感染症の拡大等により、人事委員会開催に伴う委員招集が困難となる事態に備える必要があることや、Smart 道庁の取組により令和4年度から道職員の ICT 環境が整備され、テレワークが一層進んでいくことなどを踏まえ、オンライン会議システムを利用した人事委員会の開催を可能とするため、規則の改正を行うとともに、具体的な運用方法を定める旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項2 管理職員等の範囲を定める規則等の一部改正について

総務審査課から、令和4年4月1日付け機構改正により組織改廃が行われることなどから、管理職員等の範囲を定める規則等の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

また、当該機構改正等に関連する知事からの北海道職員倫理規則の一部改正に係る意見照会に対し適当であるとの当委員会の意見案について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項3 北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

総務審査課から、北海道職員等の育児休業等に関する条例の改正に伴い、引用条項のずれを修正するため、規則の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項4 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について

任用課から、公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例に基づく、一般社団法人北海道食産業総合振興機構への職員派遣の廃止に伴い、知事等から公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について要請があったことを受け、規則の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

同機構へは他市町村からも派遣されてるとのことだが、その派遣はどうなるのか。

(事務局)

同機構は平成3年度末を持って解散されるので、他市町村の派遣も廃止される。

(委員)

同機構にはまだ継続されるべき業務があると考えますが、解散する理由は何か。

(事務局)

同機構は国の特区の指定を受けて平成23年3月に設立されたが、その指定期間が10年間であるため解散となる。

・協議事項5 北海道行政職員及び公立小中学校事務職員採用試験合格決定基準等の一部改正について

任用課から、令和4年度(2022年度)北海道行政職員等採用試験の見直しにおいて、一般行政A及び教育行政A(第2回)の小論文試験の日程及びC区分技術系の個別面接の実施回数に変更されたことに伴い、規程の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

基準等の改正の施行日を4月1日ではなく、本日3月22日としたい理由は何か。

(事務局)

基準等の改正については、新年度まで待たなくても直ちに変更可能であるため、本日とした。

・協議事項6 組織機構改正等に係る人事委員会規則等の一部改正について

給与課から、令和4年4月1日付けの組織機構の改正等による職の廃止や職責の変化等及び令和4年4月1日から導入する勤怠管理システムの運用開始に伴い、関連する規則等を改正するよう、任命権者から要請があったことを受け、規則の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(質疑応答等)

(委員)

「勤怠管理」という用語は何かで規定されたものか。



(事務局)

知事所管の北海道職員服務規程の訓令において「勤怠管理システム」というシステムの呼称として使用されている。

(委員)

勤怠の「怠」は、道職員が職務を怠るという悪いイメージを道民に与えてしまうのではないか。将来的にこの言葉を見直すように検討いただきたい。

・報告事項1 給与の支払監理に係る実施結果について

給与課から、職員の給与が法律及びこれに基づく条例、規則等に適合して決定、支給されることを確保するため、令和4年2月に給与の支払監理を実施したことから、給与の支払監理に関する規則第5条第4項に基づき、適正に支給されていることを確認した旨の報告があった。

(質疑応答等)

(委員)

住居手当の支給対象者を教えてもらいたい。

(事務局)

自ら住むための住居を借りている職員であり、自宅を所有する職員は対象外となっている。

以上をもって、委員会を終了した。

# 令和3年度第20回北海道人事委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年3月29日（火）13時30分～13時40分

2 開催場所 人事委員会会議室

3 委員の出欠席

(1)出席：楯田委員長、大西委員、木下委員

(2)欠席：なし

4 出席した職員

事務局長、事務局次長、総務審査課長、任用課長、給与課長 ほか事務局職員10名

5 議事

(1)委員長開会発言

(2)幹事、付議案件について発言

(3)付議案件の審議

・協議事項1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について

総務審査課から、令和4年3月31日付け人事発令として、退職者が局長級1名、次長級1名、令和4年4月1日付け人事発令として、転出者が課長級1名、主幹級2名、主査級5名、転入者が局長級1名、次長級1名、課長級1名、主幹級2名、主査級5名との説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・協議事項2 令和3年（措）第2号事案に係る判定について

総務審査課から、令和3年8月27日に審査請求があり、令和4年3月25日に審査終了した令和3年（措）第2号事案に係る判定書（案）について説明があり、審議の上、決定した。

・協議事項3 組織機構改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について（追加）

給与課から、令和3年度第19回人事委員会（令和4年3月22日開催）の協議事項6「組織機構改正等に係る人事委員会規則等の一部改正について」の追加案件として、任命権者からの要請を受け、組織機構改正による職責の変化に伴い管理職手当の区分を改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

・その他 令和4年3月22日人事委員会の協議事項4の一部訂正について

任用課から、令和3年度第19回人事委員会（令和4年3月22日開催）の協議事項4「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について」に関し、施行日を訂正す

る旨の説明があり、了承された。

以上をもって、委員会を終了した。